

新プラン(R8~R12)方向性案

<基本的な理念>

・男女が互いにその人権を尊重し、互いに支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築く。

<テーマについて>

・3つのテーマ「意識を変える」、「場を広げる」、「環境を整える」については、新プランでも引き続きテーマとして設定。

<体系、重点課題、目標値について>

・意識調査の結果や新たな取組の成果と課題等を踏まえ、重点課題、目標値の見直しを検討。

<職業生活における女性の活躍について>

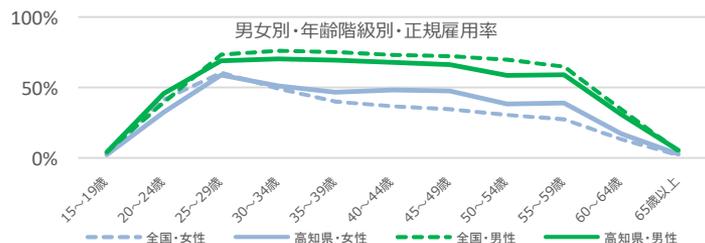
・高知県女性活躍推進計画アクションプランを一体的に策定。

※DV/困難女性については、「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」において検討(R6~)

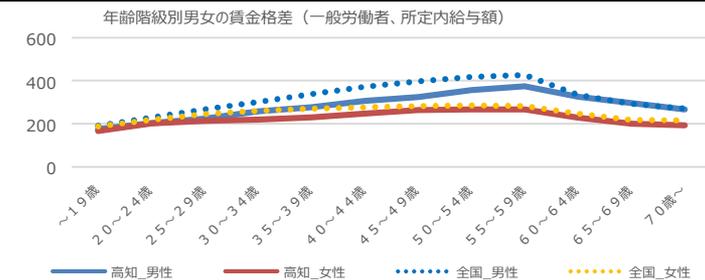
		議題(予定)
8月	第1回	骨子(体系、重点課題、目標値等)の検討
11月	第2回	素案の検討
1~2月	—	パブリックコメント
2月	第3回	最終案の検討

<検討の際の視点等>

▼高知県の女性の正規雇用率は30代を境に緩やかに降下



▼高知県の女性の賃金は県内男性の80.4% 20代では同等だが30代以降に差が開く傾向



【参考】：全国的な背景(国の動き)

1. 第5次男女共同参画基本計画

- ・現行計画のフォローアップや次期計画策定に向けた論点整理、議論を実施
- ・国の第5次計画で強調している視点
 - ・あらゆる分野における女性の活躍(政策・方針決定過程への女性の参画拡大等)
 - ・安心・安全な暮らしの実現
(女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯を通じた健康支援等)
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(育児・介護の支援基盤の整備等)

2. 女性の活躍の場の拡大に関する新たな動き

- ・働き方改革と連動した男性の働き方・暮らし方の見直し
- ・働きやすい職場づくりに向けた企業支援
- ・女性活躍推進法に基づく男女の給与の差異の公表の義務対象が拡大の方針
(従業員301人以上の企業から101人以上の企業へ)
- ・女性管理職比率の公表義務づけ
(公表義務なしから従業員101人以上の企業へ)

3. 女性に対する暴力に関する法律の改正

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(R6.4.1施行)
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(R6.4.1施行)